

告 示

埼玉県告示第二百八十六号

平成二十年埼玉県告示第四百九十一号（特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による閲覧の場所について）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二号の表の上欄中「加須市、志木市」を「加須市、本庄市、志木市」に改め、「本庄市」の下に「（同市の区域内のみに事務所が存する特定非営利活動法人を除く。）」を加える。